

## 地球温暖化対策計画作成・実施状況報告書 審査結果のお知らせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課

## 1. 大規模事業所の概要

事業所番号	017101	事業所種別	C
事業所名称	パイオニア株式会社 川越事業所		
事業所所在地	川越市大字山田25番地1		
事業者名	パイオニア株式会社		
目標削減率区分	第2区分	新規・既存区分	既存
産業分類	29 電気機械器具製造業	削減計画期間	令和2年度～令和6年度

## 2. 第3削減計画期間の実績

（※端数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合があります。）

（排出量の単位はt-CO2）

		令和2年度～令和3年度の合計					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
目標設定ガス	基準排出量 ①	10,280	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140
	目標削減率 ②		20.00%	20.00%	20.00%	20.00%	20.00%
	削減目標量 ③ = ① × ②	2,056	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028
	排出量 ④	7,204	3,645	3,559			
	削減量 ⑤ = ① - ④	3,076	1,495	1,581			
	削減率 ⑥ = ⑤ / ①		29.1%	30.8%			
	検証		検証済	検証済			
その他ガス排出量		0	0	0			

基準年度の検証	検証済
---------	-----

## 3. 第3削減計画期間の達成見込み（推計）

（※端数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合があります。）

（排出量の単位はt-CO2）

下記数値は、令和3年度までの平均排出量が令和6年度まで継続するとして推計したものです。  
今後の排出状況や取組状況により値は大きく変化する場合があります。

基準排出量 ⑦	25,700	上記①基準排出量の削減計画期間全体の合計
削減目標量 ⑧	5,140	上記③削減目標量の削減計画期間全体の合計
排出量 ⑨	18,010	これまでの排出実績を基にした推計値です
排出削減量 ⑩ = ⑦ - ⑨	7,690	

⑧ ≦ ⑩ の場合 削減目標量を上回る削減が行われる見込みです。

目標を上回って削減された量 ⑪ = ⑩ - ⑧	2,550	
超過削減量 ⑫ (取引できる量)	2,550	各年度において、削減量が基準排出量の2分の1を上回った場合には、基準排出量の2分の1から削減目標量を減じた値が超過削減量となります。

⑧ > ⑩ の場合 第3削減計画期間では削減が不足する見込みです。

削減不足量 ⑬ = ⑧ - ⑩	-	保有するクレジットを目標達成に充てることができます。 それでも不足する場合は排出量取引によりクレジットを取得してください。
-----------------	---	--

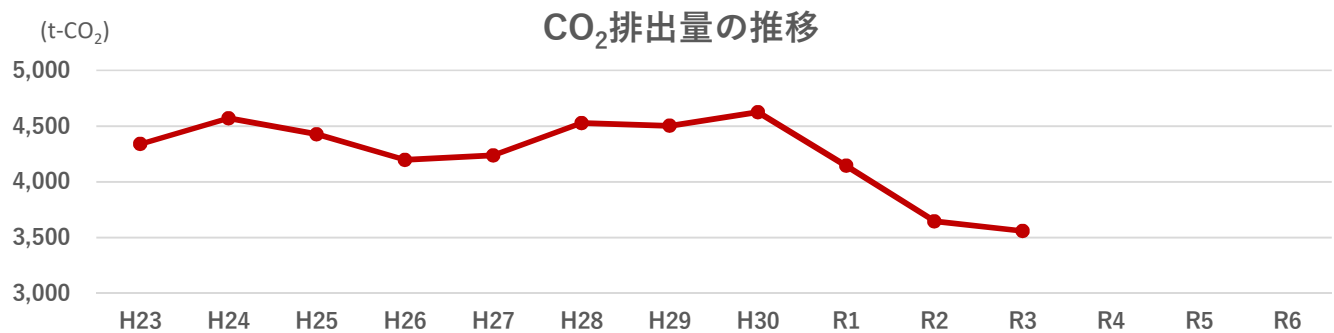
## 4. 指定管理口座のクレジット等

（排出量の単位はt-CO2）

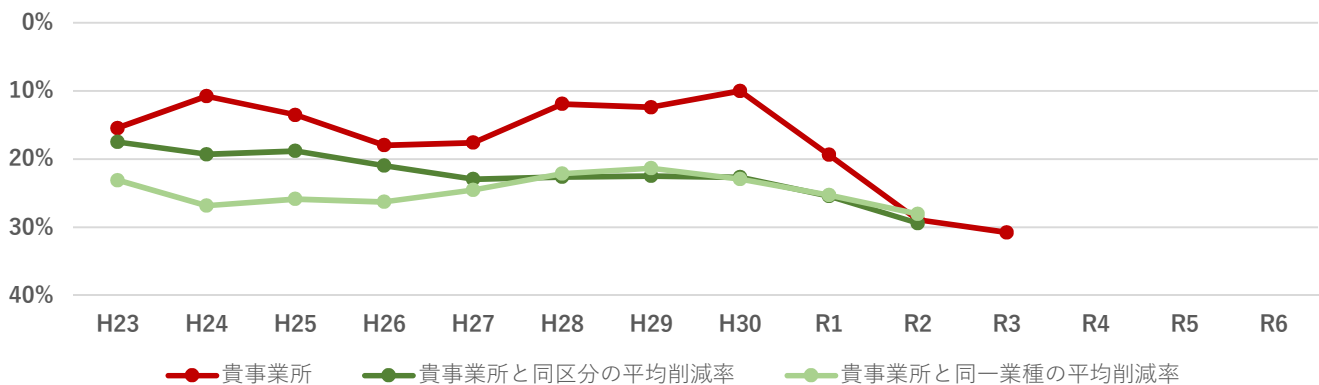
クレジット等保有量 ⑭	324	貴事業所の指定管理口座に帰属するクレジット等の数量です（第3削減計画期間の目標達成に使用できるもの）。 一般管理口座に帰属する量、目標達成のために充当した量は含まれません。
-------------	-----	---

## 5. CO<sub>2</sub>排出量の推移

CO <sub>2</sub> 排出量等		排出量は第2,3削減計画期間における排出係数で算定				
第1削減計画期間	平均値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
エネルギー使用量 (kL)	2,236	2,213	2,332	2,257	2,141	
エネ起CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4,383	4,339	4,571	4,426	4,196	
第2削減計画期間	平均値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
エネルギー使用量 (kL)	2,248	2,161	2,309	2,296	2,359	2,113
エネ起CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4,407	4,236	4,528	4,502	4,625	4,144
第3削減計画期間	平均値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エネルギー使用量 (kL)	1,834	1,855	1,812			
エネ起CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	3,602	3,645	3,559			



## 6. CO<sub>2</sub>排出削減率の他事業所との比較



## 7. 県からのお知らせ

### ○協議について

事業所の床面積や用途、設備に大幅な変更がある場合は、基準排出量の変更協議を行っていただく必要があります。詳しくは、温暖化対策課にお問い合わせください。

### ○今後の対策について

目標を上回る削減となっています。現状の分析と計画的な対策の立案、実施を行い、排出削減の更なる推進に努めてください。

### ○各年度の検証受検について

第3削減計画期間各年度の検証は、令和7年度末までに、受検・報告を行ってください。（県では毎年度の受検を推奨しています。この場合は対象年度の翌々年度の計画書に、併せて提出するようお願いいたします。）